



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	中華人民共和國の農地改革法について
Author(s)	小林, 巳智次; KOBAYASHI, M
Citation	北海道大學 法學會論集, 1, 141-158
Issue Date	1951-09-01
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/17036
Type	departmental bulletin paper
File Information	1_p141-158.pdf



資料

中華人民共和国の農地改革法について

小林 巳智次

- 一、はしがき
- 二、中国土地革命の概観(ジャン・エン)
- 三、中華人民共和国「農地改革法」全文

一 はしがき

一 隣邦中国に於いては第一革命及第二革命をへて、労働無産階級を主体とする第三革命が達成され全く新しい国家と政府が誕生した。即ち、一九四九年九月二一日、北平で開催された「中国人民政治協商會議」第一期全体会議で「中華人民共和国」の成立が宣言され、同年一〇月一日その中央人民政府が中央人民政府委員会議主席として毛沢東中央主席を定めて正式に発足した*。

* 中国人民政府の全貌、世界週報、第三〇巻第四五号

新共和国が労働無産階級を主体とするとはいうものの、その農地政策において、所謂新民主主義または人民民主主義を標榜する諸国の実例から推しても、中国の歴史的乃至社会経済的特質からみても、共産主義のオルソドックスの理論に相当に重大な修正を少くも運営上加えて居るだろうという事は推定できるが、その内容についてはもとより知り得なかつた。ところが最近私はこれについて重要な資料を得たので茲にその概要を紹介しようと思う。勿論これについては更に関係資料を充分に集めた上詳細に検討しなければならぬが、目下のところ他に資料は得られず、時

料 間的にも当分余裕がないので差当り単なる紹介的なものとして公

表せざるを得ないのは遺憾である。

資 なお資料として用いたのは、新政府の機関誌の一つと思われる
次の英文刊行物のである。

People's China (人民中国) Vol. II, No. 2 July 16,

1950, Peking.

同誌にはその附録として新農地改革法の全文が掲載されている
ので、これを全訳した。更にこれに関係のあるものとして次の様
な二つの文がのつている。前のものは新共和国の副首席の一人で
ある劉少将が本年六月北京で開催された人民政治協商會議第二回
全国委員会で行つた報告である。こゝでは後者の全文を反訳し、
前掲の法律と併せのせることにした。著者シャン・エン氏の原名
は私にはよく分らない。

Liu Shao-chi, On the Agrarian Reform Law.

Chang Yen, China's Land Revolution.

二 なお本問題を理解する上に参考となる関係法律ならびに本
法が制定されるまでの経過等を外電の報ずるところによつて略記
しておきたい。

先ず、関係法律としては、いろいろあろうが、こゝでは、唯一

つ、中国人民政治協商會議共同綱領(一九四九年九月二十九日、中
華人民政治協商會議第一期全体會議通過)第四章「經濟政策」に示
された土地改革に関する綱領をあげよう。

* 世界週報、第三〇巻第四四号二一頁

第二七条

土地改革は生産力の發展と國家工業化の必要條件である。す
でに土地改革を實行した地区では、農民が既に取得した土地の
所有權を保護しなければならない。まだ土地改革を實行してい
ない地区では、農民群集を動員し、農民団体を組織し、土匪惡
党の一掃、減租減息および土地分配等の順序を経過して、耕者
その田を有す(の原則)を實現しなければならない。

次に本法成立前後の中共の動きを見よう*。

* 國際週報、第三一巻第二六二九号、所載

(4) 一九五〇年六月六—九日、北京にて四日間にわたり、中共
三中全会會議(第三回中央委員會全体會議)開催、毛沢東主席から
「國家財政經濟狀況の基本的好転を爭取するための闘争」という
報告あり、その必要條件として三つをあげ、第一に「土地改革の
完成」を示している。全党及び全国人民はこれら三条件實現の大
め一致団結して「すみやかに秩序整然と土地改革工作进行させ

る」外四工作に努めなければならないとしている。その他の主要報告の第一に「土地改革にかんする報告」劉少奇副主席」がある。

これらの事実からみて土地改革問題の重要性がよく推測されよう。

(a) 同年六月一日、北京に於いて中国人民政治協商會議第一期全國委員會第二次會議を開催、毛主席から今次會議召集目的について「土地改革問題が中心課題であり、今次會議で土地改革法案を通過させ、今年秋以後に一億人の農民に土地改革を実施したい」とあいさつがあり、ついで劉副主席から土地改革問題について報告が行われた。(前掲、「人民中国」掲載のものであらうと思ふ。)

右會議の主要議題七のうちには「土地改革」が勿論加えられている。

(b) 同年六月一七日、李濟探国民革命委員會主席は、政協全國委員會の席上、全中国の土地改革は二年半乃至三年の間に全部終了する予定だと述べた。

(c) 同年六月二三日、六月一四日以来開会中の人民政治協商會議第二次全國委員會は十日間にわたり、政治、財政、經濟、文化、

軍事、司法各面の討議を終え本日閉会。最終日には全体會議が開かれ、周恩来首相の政治報告。劉少奇副主席の土地改革にかんする報告、其他各種の報告を承認するとともに、今回の會議の最大の議題であつた土地改革法案を全会一致承認し、中央人民政府委員會に対し同案の審議と施行を建議することに決定した。

閉会にあたり、毛主席は、新民主主義段階における土地改革とその後に來る社会主義化について次のように所信を述べた。

一 今回の政協會議の中心議題であつた土地改革法案につき會議は劉副主席の報告と中共中央委員會勸告に同意し、若干の修正と補足が加えられた。中国の主要人口は農民であり、革命は農民の援助によつて得ることができた。国家工業化も農民の援助を始めて成功する。

一 戦争と土地改革は新民主主義の歴史過程において全中国人民を革命派であるか否かを試験するが、既に戦争という開門は基本的には順調に経過した。現在土地改革という開門を通過しようとしているが、戦争の開門と同様、互いに研究し思想の打通と共同歩調をもつて反封建統一戦線を結成しこれを順調に遂行しなければならない。

一 戦争と土地改革が終れば、次の開門たる社会主義は容易に

通過しうるだろう。将来戦争と新民主主義の改革を経て各種の条件が備わり、大家が同意すれば、社会主義の新時期に入ることができる。(下略)

(4) 同年六月三〇日、毛主席は本日附をもつて土地改革法を公布、即日施行を命じた。

以上外電(何れも北京新華社発)から関係のある分を、要約又は或る部分は全文抽出してみたが、これに依つて土地改革問題をめぐつて、いかに中国当局が苦心經營していたかが明かとなる。以下シヤン・エン氏の解説及び法文を併せ読めば今次の農地改革の本質那辺にあるかをほと知ることができようと思ふ。(昭和二十五年一二月記)。

二 中国土地革命の概観(シヤン・エン)

今年の冬までには、充分の計画と準備の上になつた土地革命が中国で全面的に發展するだろう。これに含まれる人民の数からみても史上未曾有の偉大な社会的変革としてあげることができる。既に二億六千四百万の農村人口を包含する地域に亘つて着々と実行に移されて居り、既に土地革命の完了した地域の一億四千五百万の同胞とひとしく、新に解放される農民に輝やかしい将来が期

待されよう。

中国人民解放戦は殆んど完了し、国民党の勢力は本土から駆逐されたが、之等の勝利は新民主主義革命、すなわち反帝同主義的、反封建的革命的完成を意味しない。反動勢力がその制度の根柢とした経済上の封建的基盤は徹底的に根絶しなければならぬ。古い非合理的生産関係は依然として国内に残存しているから、軍事的革命に引續いて強力な土地改革運動を推進する必要がある。これに依つて新農地改革法(第一条)に示す如く、「地主階級による封建的搾取を撤廃し、農村生産力を解放し、農業生産を發達せしめ、中国工業化の途を拓くために農民土地所有權制度を實現しなければならぬ」。

三つの根本条件

この農地大改革は、その規模の大なる点と複雑なことにおいては、軍事行動に劣るものではなく、従つてその成功を保障するためには、一定の客觀的事情が必要である。すなわち、軍事的に安定した地域であること、農民大家による改革の要望、及びそれを遂行する際に正しい指導を確保するために訓練された人々の充分な数等これである。農地改革遂行の計画は、全国に亘り之等の諸条件を充分考慮に入れて作成された。

さて第一条件——軍事的に安定した地域——は、英雄的な人民解放軍の勝利の直後解放地区に民主的革命的行政が創設されたことによつて具備した。他の条件は新に樹立された中国人民政府が、その二十五年に亘る豊富な共産主義的農地改革の経験に基ずく絶大の努力によつて着々実現されつつある。

* *Peoples Liberation Army (P.L.A.)*

中国共産党は、二十九年前に創立されて以来、土地改革を、中国の社会主義的發展に於ける新民主主義的段階の主要事業と認め、ていた。實に過去四半世紀の間、中国人民の解放闘争は基本的にプロレタリアートによつて指導された一つの農民戦争であつた。

一九二五——一九二七年の大革命の初期、北方軍閥（当時における外国帝國主義者の代理人であり、国内封建勢力であつた）と抗爭中中国共産党は南支の或る地方に於て地代及び利息減額運動を起した。これは単に土地分配に對する予備的段階として役立つたのみであつたが、當時の革命的勢力を本質的に強化したものである。

土地を耕作者に

一九二七年の革命に於ける蒋介石の裏切りに引續いて、中国は長年に亘る内乱期にはいつた。當時、中国共産党支配下の全領域に

わたつて一層革命的な土地改革が実施された。地主の所有地は没収されて耕作者の手に分配された。歴史の記録するところによれば、江西及び福建地方のソヴィエット地区に對抗して反革命運動者が行つた数多の攻撃を粉碎するために、この土地改革運動がいかに決定的な任務を果したかということが明らかである。しかしながら、中国赤軍が日本侵略軍と戦うために北方に進出してからは、地主は国民党の血に汚された銃剣の援護の下に、赤色地域に對して再び封建的支配を取戻すにいたつた。

抵抗戦争期*（一九三七——四五）には、国民党と協力して出来る限り広汎な抗日合作戦線を樹立し、抗日に可能なあらゆる要素を結合するために、中国共産党は率先してその土地分配計画を一時中止し、之に代うるに比較的緩和な地代利息制限政策を以てした。當時中国共産党がこの大譲歩をなしたのは、中国人民大衆の関心が、帝國主義的侵略者を駆逐するための必須条件として、強力な抗日戦線を要請したからであつた。歴史の示すごとく、この政策は対日の勝利に絶大の貢獻をなしたのみならず、中国内部において、封建制の支配を著しく除去し、従つて中国革命が新しい段階に入る途を拓いた。

* *War of Resistance*

一九四五年日本降伏当時、大多数の農民は八年間にわたる苛烈な戦乱と、地代利息減却に対する組織的闘争によつて覚醒し、銅鉄の如く鍛えられていた。彼等は躊躇するところなく、より一層徹底的な土地問題の解決を要求し、若干の地方では進んで自主的に土地分配運動を開始した。農民の正当な土地要求運動が発展するにつれ、中国共産党は再び指導権を掌握して初期の土地分配を採用した。

新土地政策運営について豊富な経験が生まれ、これを全面的に検討した結果、中国共産党中央委員会は、一九四六年五月四日に至り農地改革令を発し、一九四七年九月一日に、全国農地会議を開催し、その際、中国土地法基本綱領を採決した。

右の新規定は、地主の土地所有権の完全廃止を要求している。地主の土地及び其他の生産手段のすべてが没収されることになつた。旧型の富農^{*}（すなわち、土地改革の結果、自己の労働によつて富裕になつた新型富農^{**}と比較して対照的なもの）に属する余剰土地及びその他の生産手段は徴収することができるのである。富有な中農^{**}はその余剰土地を自発的に分配のため供出するように勧められた。かような方法で得られた土地及びその他の財産は、土地をもたない者、又は充分にもたない農民に再分配され、地主も

同等の配分を与えられた。毛沢東主席の言葉をかりれば、この土地計画の一般政策は「貧農を信頼し、中農と堅く結合し、而して、旧型富農と地主階級の封建的並びに半封建的搾取を撤廃すること」(現段階と吾人の仕事、一九四七年、一二月)にある。

* old-type rich peasants

** new-type rich peasants

*** wealthy peasants

この大農地改革運動に関する情報が、解放地区を超えてはるかに遠く全中国に拡大されるにつれて、あらゆる地方の農民は土地要求の熱望にはげしく動かされた。反動的国民党軍隊の内部に於いてすら、それは主として強制徴集された農民の子弟から組織されているが、多くの兵卒は、この政策が農民の土地保護を容易ならしめるものであるために、中国共産党に対して漸次に同調する傾向を示すに至つた。かようにして中国共産党の土地改革政策は全国いたるところで人民解放運動に驚く可き刺激を与えた。

一九四八年の中頃にいたり、有力な人民解放軍の反撃が一ヶ年にわたり展開され、戦闘の中心が解放地区から国民党の支配地域に移るに及んで、土地改革計画は一層改善されるようになった。従来、土地分配は政治的ならびに軍事的に比較的安定した解放地

区に於てのみ実施された。換言すれば上述三条件が普及した地区に限られていた。新たに解放された地区では農地改革は、先ず地代利息減却の過渡的計画から着手された。

一九四九年六月に至り、一億五千万万人の人口を有する地区で約一億方の農民に対し土地分配が実施され、凡そ二千五百万ヘクタールの土地が地主及び旧型富農の手から農民に分配された。

之等の解放された農民土地所有者は進んで解放戦争の勝利を得るための労苦に対しあらゆる精力と、その生命をさえも惜しみなくさげんとし、今次の中国革命の偉大な勝利を確保した決定的要素となつたのである。

若干の過誤

そもそも、かような大規模な集団運動がいさゝかも過ちがなく完全に遂行されるということは容易でない。若干のあやまちが冒されたのは主として、一九四六—四七年時代、すなわち、中国人民と国民党の反動者との間にはげしい抗争が続けられていた當時のことである。

戦後の土地分配計画初期に於ては、その顕著な傾向として、農村幹部の間に右翼オポチュニズムに対する傾向が認められた。彼等の大多数は地代利息減却運動を放棄し農民の熱望する徹底的土

地分配計画を採用することについて大衆の希望より遙かに遅れていた。然しながら、党は夙早くこの危険を察知して急速にこの傾向を匡正した。

次に、若干の左翼的偏倚が、各地において夫々違つた程度であるが現われた。就中、山東地方の如く、戦火の最も苛烈に行われた部分にあらわれた。毛沢東主席は、一九四八年四月一日、三大誤謬傾向について党の注意を喚起した。

階級的地位決定に関する誤謬についての毛沢東主席の意見は次の如くである。「多くの地方で、多数の勤勞人民^{レイボリング・ピンプ}にして、封建的搾取を全く行わず、若しくは多少なしたものが、過つて地主又は富農の部類に算入された。これがために攻撃戦線が不当に拡大されて、次のような極度に重要な戦術上の原則、すなわち、封建主義に対して統一戦線を結成するため、吾々の土地改革事業を遂行するに当り、農家戸数の九二%、若くは農村人口の九〇%、即ち農村動勞人民の全部を結合することが可能であると同時に必要であるということ^{アフレク}を忘却している。」(山西綏遠遼寧地区幹部に対する演説)。

毛沢東主席は同じくこゝで、次の如き事実を指摘している。すなわち、比較的富裕な中農と、その収入の大部分又は全部が封建

的搾取からなる富農、或いは地主とを不正確に混同することにより、中農の利益のある部分が不当に侵害されたということこれである。中農は中国の未解放地区の全農村人口の二〇％に達するから、彼等をかように誤つて分類することは、人民の中から相当大きな部分を吾々の陣営から敵手の側に与えるような結果になる。かゝる危険な誤謬は、マルクスレーニズムの凡ての原理を破ることであつて、適當の時期にこれを匡正しなければ革命の失敗をもたらすおそれがあるというにある。

毛沢東主席が警告した第二の誤謬は、土地分配の過程において、商業及び工業の利益を侵害する点についてである。農村大衆及び幹部の中には、今もなお「絶対的平等主義」という小市民的觀念に囚われ、根絶しなければならぬ封建的搾取と、新民主主義の段階ではこれを匡正しなければならないが全然除去してはならない資本主義的搾取とを、混合している者が若干居る。若干の極端な事例をあげれば、商業は中国共産党の土地分配政策のある誤つた適用によつて行き詰り状態に陥入つている。これは主席の指摘したように正に自殺的誤謬である。曰く「中国經濟の後退性に基いて革命が全国に亘つて勝利を取めた後といえども、広汎な小及び中市民階級によつて代表される資本主義的經濟は、なお長

期間その存在を繼續するように許されねばならない」と。

* absolute equalitarianism

土地改革は中国の工業化に関する必要条件を実現することを目的としている。夫故に、商業は假令それが地主や富農に所属していても、現在の社會經濟に有益であり、従つて、これを保護しなければならぬ。こうして部分的にして一時的な利益よりも全体的長期的の利益を主とするのである。唯、官僚的資本家の經營する商業は没収される。

初期における第三の誤謬は、全く思慮の欠けた暴行という形式で表われた。これは一九四六—四七年の農村階級闘争の激化によつて發生したものである。中国共産党は常に不必要な暴力の行使を嚴禁し、僅かに反革命運動の首謀者とか暴政者とか、人民に對して重大な犯罪をおかした者のみに嚴罰を課す可きであるという原則を堅持していた。かような場合でも、党の方針としては、事件は人民裁判所によつて処理される可きことを要請した。

毛沢東主席は、土地改革事業に伴つて發生した、誤謬を検討して次の如く結論した。曰く、「吾々がおかした凡ての誤謬發生の原因を検討した結果、次の事が明らかとなつた。これらは、凡て、一定の時と場所における客觀的情勢から吾々が背馳していたこと

と、且つ、吾々の行動原理が主観的であつたことに帰着する。すべての吾々同志はこれを教訓として銘記す可きである。

これらもろもろの誤謬は、人民政府の努力と、ならびに、一九四八年初葉に、党の肅正と黨員の行動態度を改善するために、中央委員会提案の下に行われたイデオロギー再建運動（レキヤンズ）の過程において匡正された。之等の対策は効果のあつたことが立証された。

新段階

一九四九年の春にいたり、中国の歴大な部分が未曾有な割合で解放されつつあつたときに新しい問題が示された。党の中央委員会が、一九四九年三月、石家荘（フレイヤン）に第二回全体会議を開催した際に、農地解放政策は新解放地区にも実施されることが明らかにされた。この会の終りに行われた決議には右の政策について次のように簡単に要約している。

* Shihchiachuang

** Plennu

「先ず、悪漢暴戻者即ち支配的地主階級に対して組織的闘争を開始すること、地代減額（フレイヤン）工作を遂行するために完全な準備をなし、人民解放軍の到達後一兩年間に土地分配に必要な条件を具体化すること。同時に農業生産額の基準低下を防ぐために注意を払うこ

と」。

一九五〇年一月に政府は大都市近郊における土地改革政策に関する特別指令を発した。この新政策によれば、之等の地区で分配のために徵発した土地はすべて国有としてから後に農民に無償貸付の形式（フレイヤン）で割当てることになつた。この手続はこれら大都市の将来の発展に備えると同時に郊外に於いて工業の発展を許すために採用されたものである。

* the form of rent-free leases

昨年の秋の收穫以来、更に二千六百万人の農民が滞りなく土地分配を完了した。これは一億四千万人の農村人口を有する地域でその農地改革を完了し又は実質的に完了したことを意味する。

この完全に解放された農民の巨大な勢力は、軍事的勝利に示したと同様に、経済的戦線に於ける将来の勝利獲得においても決定的要素となる可きことを立証するだろう。

新富農線
（フレイヤン）

中国革命戦争が急速に終熄したために、党の土地改革政策に若干の修正を加える必要がある新事態が発生した。先ず生産増強が第一の条件となつたので、今や農村に於ける富農經濟を維持することが人民の利益という点からみて必要となつた。加之、政府は

料 貧農に対し土地を分配するだけでなく他の点でも種々救済策を構じなければならなくなつた。毛沢東主席が七月六日に次の如く述べたのもこれがためである。曰く「富農に対する吾々の政策に変更を加えることが必要となつた。すなわち、富農から過剰土地及び財産を徴収する政策から、農村の生産増加の急速な回復を促進するため、富農經濟の維持政策へ変更することこれである」と。この政策は土地改革法に盛り込まれている。

既往の凡ての之等貴重な経験と、併せて、土地分配に必要な基礎工作を準備するためとられた堅実な進歩とにより、中国土地改革の美事な且つ秩序ある完成はこゝに確認された。今後三年乃至五年のうちには土地革命は實質上完了して、これにより新民主主義革命の最も基本的な事業が成就し、工業化された社会主義的中国建設の基礎工作が据えつけることにならう。(終)

三 中華人民共和国「農地改革法」全文

第一篇 総 則

第一条

地主階級による封建搾取の土地所有権制度は撤廃し、農村生産力を解放し、農業生産を發達せしめ、新中国工業化の道を拓くた

めに、農民土地所有権制度*を実現せしめねばならない。

* the system of peasant land ownership

第二篇 土地の没収及び徴収*

第二条

地主の土地、家畜、農器具及び余剩穀物並びに田舎にあるその余剩家屋は没収するものとす。但しその他の財産は没収してはならない。

* The Confiscating and Requisitioning of Land

第三条

農地にして宗廟、寺院、修道院、教会、学校、營造物等に属するもの及び其他の公有地は徴収せられる。但し、学校、孤兒院、養老院、病院等にして上述の土地よりの収益に依存するものについては、それらの財政的問題を解決するため、各地方人民政府は適宜の処置を採らなければならない。回教寺院の所有地の一部又は全部は、其の地区にある回教徒の承認に基いて留保することができる。

第四条

工業及び商業は之れを侵してはならない。

地主の経営する工商業、ならびに、地主が工商業経営に直接使用する他の財産は没収してはならない。封建的土地その他の財産を没収する場合に、工商業を侵すことは許されない。

「工商業者の所有する田舎にある土地及び農民住宅は没収されるが、その他の農村にある彼等の財産及び合法的企業は侵されない。

第五条

革命軍所屬者、殉国者の遺族、労働者、被用者、有職業者、商人及び其他、非農業者若くは労働力が不充分ものは、小地積の土地を他に貸付けても、地主とは分類し認めない。若し、之等の家族の平均一人当所有地が、当該地方の平均一人当所有地の二百%を超えないときは、何等手をふれずに残される。例えば、当該地方の平均一人当所有地が二畝^{*}にして、之等の家族の平均一人当所有地が四畝を超えない場合）若しこの割当を超えた場合には、超過分は、徴収される。若し、その土地が所有者自身の労働収入で購入したことが立証されたとき、或いは、独身の老人、孤兒又は不具者にして、この土地に依つて生計を営んでいる場合には、その平均一人当所有地が二〇〇%を超えても、之等の者には各の場合に応じて夫々割当を定める。

* now

第六条

富農の所有地にして自ら、又は雇傭労働に依つて耕作されるもの、及び其他の財産はこれを侵害より除くものとする。

富農が貸付けている小農地も亦これを彼等のものとして認める。但し、特定地域の富農貸付地の一部分又は全部は、各地方又は上級人民政府の承認を得て徴収してもよい。若し、半地主型富農^{*}の貸付地が、その地主自から或ひは雇傭労働者によつて耕作される土地の大きさを超える場合は、その貸付地は徴収されるものとする。

* rich peasants of a semi-landlord type

富農にして他にその土地を貸付けると共に他の小作人である場合には所有地を計算する際差引しなければならない。

第七条

中農（富農の中農を含む）の土地及びその他の財産は侵してはならない。

well-to-do middle peasants

第八条

本法に基いて没収又は徴収される可き土地を、解放後、売買、抵

料 當、贈与その他いかなる方法によつても、譲渡又は処分しても無効となる。之等の土地は分配地の中に入れるものとする。但し、

資 この土地を買入れ又はこれを抵当代物として取得したる農民が、

これに依つて著しい損害を蒙るときには、これに相当する賠償を
与えるように充分の処置をとらねばならない。

第九条

地主、富農、中農、貧農、農業労働者及び其他の農村社会に於ける各階級の法律的定义は別に定める。

第三篇 土地の分配

第一〇条

凡て没収又は徴収された土地及び其他の生産手段は、本法で国
有とす可きものと定められたものを除き、郷*、農民組合に交付さ
れ、土地の少い又は全く持たない貧農、及び、其他の生産手段
を持たない者に対し、一定の衡平にして合理的な方法で分配され
るものとする。地主は自己の労働で生計を営み且つ労働によつて
自から改革し得るに足るだけの平等の割当を与えられる。

* A hsiang is an administrative unit embracing
several village.

第一条

土地分配の単位は郷又は郷に相当する行政部落とし、この単位
内で人口に依り一定の方法で分配するものとする。その方法は、
土地の面積、地質、位置の便宜等を考慮し、耕作農民に土地を分
配す可き原則に準拠して、土地所有を整理するにある。但し、州*
又は地方農民組合は各地の郷又は郷に相当する行政部落の相互間
に若干の修正をなしても差支ない。地域が広く人の少い地方では、
耕作の便宜上、土地分配単位は郷の基準よりも低くてもよろし
い。二つの郷に亘る土地は耕作者の居住する郷に割当てるものと
する。

* Chu is a sub-district below county level

第十二条

耕作者に対して土地を割当ても原則に基いて耕作者の所有地は
土地分配に際し分配地には入れない。貸付地を分配のため取上げ
る場合には耕作者に対し適当な考慮を払わねばならない。土地分
配によつて得た土地と自有地との合計(若し自分の土地を有して
いたならば)は土地の少いもの或は持たない者の分配後の所有地
よりも若干適宜多くなければならない。これは耕作者は、各地方に
於いてその平均一人当所有地にほゞ近いものを所有す可しという

原則に協つてゐる。

若し、耕作者が貸付地の土地権を有するときは、その地方の土地権の価格に均しい土地の部分、耕作者の現所有地が徴収された場合に保留せられねばならない。

* the surface rights of the land

第三條

土地分配期に、土地のないもの及び土地の少ない者についての特別な問題は次の如く定める。

(1) 貧農にして、労働できるが扶養家族がなく又は一人のみ者は、郷の土地条件が許すなら、一人若くは二人分の割当より多くの土地を与えられることができる。

(2) 農村の工人、商人、有職業者及びその扶養家族は夫々の場合に從つて若干の土地と其他の生産手段を与えられる。但し、その職業上の収入が扶養家族を継続的に育てるに充分ならば、土地は分配されない。

(3) 若し、殉国者の家族（殉国者自身も家族の一員とする）、人民解放軍の司令官、戦士、負傷兵及び退役兵、人民政府及び人民団体の職員並びにそれらの家族（軍と旅行を共にした者を含む）等は、その家が農村にある場合、農民と同じく土地

とその他の生産手段の分配をうけるものとする。但し、人民政府及び人民団体の職員については、その俸給及び其他の収入の割合と、その扶養家族を養ひ得る程度に依じて、分配地は減少され又は全く与えられないこともある。

(4) 若し、地方人にして他の地方で就職し、その扶養家族がお農村に居住するときには、夫々の場合によつて土地と其他の生産手段を割当てねばならない。但し、職業上の収入によつて継続的に扶養家族を養ひうる場合は土地は割当てられない。

(5) 僧尼、牧師及び其他の宗教者にして、他に生計の手段なく、且つ農業に従事する能力と意志があれば、農民と均しい土地及びその他の生産手段の割当を必らず受けられる。

(6) 失業労働者及びその扶養家族にして、都市政府若くは労働組合からの証明を得て農村に帰還したものは、若し農業に従事する能力を有し、地方土地条件が支障ない限り、その請求により、農民と均しい土地と其他の生産手段の割当てを必ず受けられる。

(7) 地主にして、逃散後帰還した者、及び、嘗つて敵軍のために働いた者で農村に帰還したもの、及びそれらの家族等は農

業によつて生計を営む意志をもつならば、農民と同じく土地と其他の生産手段を必ず割当てられる。

(9) 農村に住居する者で、人民政府が、敵の協力者、反逆者、戦犯、反革命者にして、殊に重大な犯罪をおかしたものと確認した者或は農地改革を著しく妨げた犯人に対しては土地は与えられない。その家族にして犯罪に關係なく、他に生計の職業のない者にして、農業に従事す可き能力と意志のある者には、農民と同じく土地及び其他の生産手段の割当を与えねばならない。

第一四条

土地分配期間中、郷を基礎として地方土地条件に従ひ土地の小部分を留保し、逃散家族にして逃散後の事情の不明なるものが帰還した場合の使用に充て、若くは、その地方の土地を調整するために充てるものとする。当分の間、之等の土地は郷人民政府の監督の下に、農民に貸付けて耕作せしめるものとする。但し、この種の土地は最高郷の全土地の1%を超えてはならない。

第一五条

土地分配期間中、地方若くは上級人民政府は、各地方の土地状況に依つて、土地の一部を割いて国有となし、農業実験用、又は

一若くは数郡のための国立模範農場用に供するものとする。かゝる土地は、農場設立までは農民に貸付けて耕作させることができ

* County

第四篇 特別土地問題の取扱方

第一六条

没収並に徴収された森林、養魚池、茶圃、桐圃、桑圃、竹林、牧草地、芦地、荒地及び其他分配可能の土地は、普通地の条件を基礎として適宜評価し一定の方式に従つて分配されねばならない。生産の利益を考慮し、之等の土地は可及的従来これを利用していた農民に先ず割当てられるものとする。この種の土地を分配された者には、普通耕地は少く又は全く分配しないこともできる。若しこの種の分配が生産に有害である場合には、地方人民政府が自から民主的管理の下に従来の慣習に従い経営することもできる。

* Tung oil plantations

第一七条

没収並に徴収した灌漑施設、例えば堤塘池沼等は、可能な限り

原野も附帯して分配すべきである。若し、分配できない場合には、従来の慣習に従い地方人民政府により民主的に管理されねばならない。

第一八条

凡て規模の大きな森林、水利施設、荒廢地、未開墾山地、塩田、鉞山並びに湖沼河川及び港湾等は国有となし、人民政府が管理經營しなければならぬ。之等の中、私有資本が授下せられ、従つて、私人の管理下にあつたものは、人民政府の命令に従い、現行管理者に依つて従前通り經營せられるものとする。

第一九条

農場、採種場及び農業実験地にして機械又は其他の進歩的施設により耕作せられるもの、並びに大竹林、牧草地、茶園、桐園、桑園、牧場等にして技術を主要とするものは、現行の管理の下に繼續せしめこれを分散してはならない。但し、これらの土地が地主の所有に属するときは、各地方又は上級の人民政府の承認の下にこれを国有としてもよい。

第二〇条

凡ての墓地及びその周囲の森林は土地没収及び徵收期間中と雖どもこれにふれずに留めておかねばならない。

第二一条

景勝地若くは史蹟は丁重に保存されねばならない。祖廟、寺院、修道院、教会、及び其他の公共的建物ならびに地主の住宅は破壊してはならない。地方にある地主の余剰住宅にして農民の使用に不適當なものは、地方人民政府が管理し公共の目的に使用す可きものとする。

第二二条

解放後開拓した荒地は、土地分配期間中と雖ども没収せずに開拓者をして耕作せしめるものとする。この土地は開拓者に分配せられる可き土地に加算されてはならない。

第二三条

修理中の橋梁保存、道路修理、休息地、無料渡船場、及びこれに類する公共の便宜に供する小規模の土地は従来の慣習に従い保存するものとする。

第二四條

在外華僑の所有地及び家屋は各大行政区の人民政府（若くは軍事及行政委員会）又は地方人民政府の規定した特別の方法に従い、在外華僑の利益を考慮する原則に基き、且つ本法の一般原則と一致するように取扱わねばならない。

料 第二五条

地主又は公共団体の所有する砂洲地は国有となし、地方若くは上級の人民政府の定める特別規定によつて取扱われなければならない。

第二六条

鉄道、道路、河川、堤塘及溝渠等の周囲地にしてその保護に必要な土地、若くは飛行場、港湾要塞等の所屬地は分配してはならない。鉄道、道路、水道及飛行場等の予定地にして、建設期の定められたものは地方又は上級人民政府の承認を得て保留されねばならない。

第二七条

国有地を管理する私人は、これを他に貸付け売却し、若くは徒らに放置しておいてはならない。若し、かかる管理人がこの土地を必要としない場合にはこれを国に返還す可きである。

第五篇 農地改革の実施機関及び方法

第二八条

農地改革事業について人民政府の指導を強化するため、各地方又は上級人民政府は、農地改革に当り、人民代表會議より選挙又は指名されたもの、又は上級人民政府の指名した者で構成される

農地改革委員會を組織せねばならない。これら委員會は農地改革に関する凡ての事柄を指揮及び処理す可き責任を負う。

第二九条

村落農民大会、農民代表會議及び該會議で選出される農民組合委員會、州、郡、地方の農民會議、及びこれらの會議で選出される農民總會委員會等は農地制度改革の法定機關である。

第三〇条

農地改革完成後、人民政府は、地券^{*}を發行し、凡ての土地所有者が土地を自由に管理、売買、賃貸する權利を承認する。農地改革以前に締結された凡ての土地契約は無効とする。

* title-deed

第三一条

階級の身分^{*}の決定は中央人民政府の定める農村階級分化に関する決議に従つて行う。それは農村人民政府の指導の下に、村落農民大会及び農民代表會議によつて、自主的評価と公開討論の方法を用い、民主的判斷と決議により、定められる。若し誰でも關係者が農民組合の組合員でない場合には、彼は必ず會議に招かれて、大会の評価と決定に参加し、自分の事件について陳述すること^{*}を許される筈である。

この評価決定は州人民政府に報告してその承認を得なければならぬ。何人でも当人又は他の者がその結果に同意し得ないときには、郡人民裁判所に提訴することができ、その判決により効力を生ずる。

* Class Status

第三二条

人民裁判所は、農地改革期間中、これが遂行を保障するため各部に設置せられる。裁判所は各地に巡回し、極悪犯罪をおかした者にして、人民大衆が裁判に附することを要求した者、及び、農地改革法と命令の規定に抵抗し又は無視した者等憎む可き専制的要素をば、法に従つて審問処罰するものとする。無差別な逮捕、人民による毆打殺害、体罰其他の暴行は厳重に禁止される。人民裁判所の構成規定は別に設ける。

第三三条

農地改革中秩序を維持し、且つ人民財産を擁護するため、許可なくして家畜を屠殺し樹木を伐採すること、土地を放置し、農場設備、灌溉、工事、建物、穀物其他等を破壊することは堅く禁止される。違反者は人民裁判所で審判処罰する。

第三四條

凡ての農地改革手段が人民の圧倒的多数の利益と希望とに一致することを確保するため、各階の人民政府は、人民の民主的権利と、あらゆる集会において農民及びその代表者が各種の職員を自由に批判す可き権利を完全に保障す可き責任を負う。之等の権利を侵したものは何人と雖ども法律に従つて罰せられねばならぬ。

第六篇 附 則

第三五条

本法は農村地域に一般的に適用される。但し大都市近傍地域には適用せられないで別に農地改革規定が設けられる。本条に於ける大都市は大行政区の人民政府(若くは軍事・行政委員会)が当該都市の事情により定める。

第三六條

本法は少数民族地域には適用されない。但し、漢民族が多数を占め、之れに少数民族が散在居住する地域には、その地方に於ける農地改革を実施する場合に、漢民族と同様に本法を適用する。

第三七條

本法は農地改革が概ね完了した地域には適用しない。

料 第三八条

本法公布後農地改革が開始された凡ての地域は、本法第三五条第三六条及第三七条に關する地域を除き、本法に依つて執行されるものとする。各地に於ける農地改革着手の時期は、大行政地域の人民政府（若くはその軍事・行政委員会）及び地方人民政府により決定公示される。

第三九条

本法が公布された時には、各地方人民政府は、本法に定めた諸原則ならびに各地の具体的状況に準拠して、其の地方に於ける農地改革施行規則を定め、これを大行政地域の人民政府（若くは軍事・行政委員会）に提出して承認を得れば效力を發生する。なお、又、これを中央人民政府政治行政委員会に提出して登録するものとする。

第四〇条

本法は中央人民政府委員会が承認して公布した後に效力を發生する。